

## 第1 地方公務員災害補償制度の概要

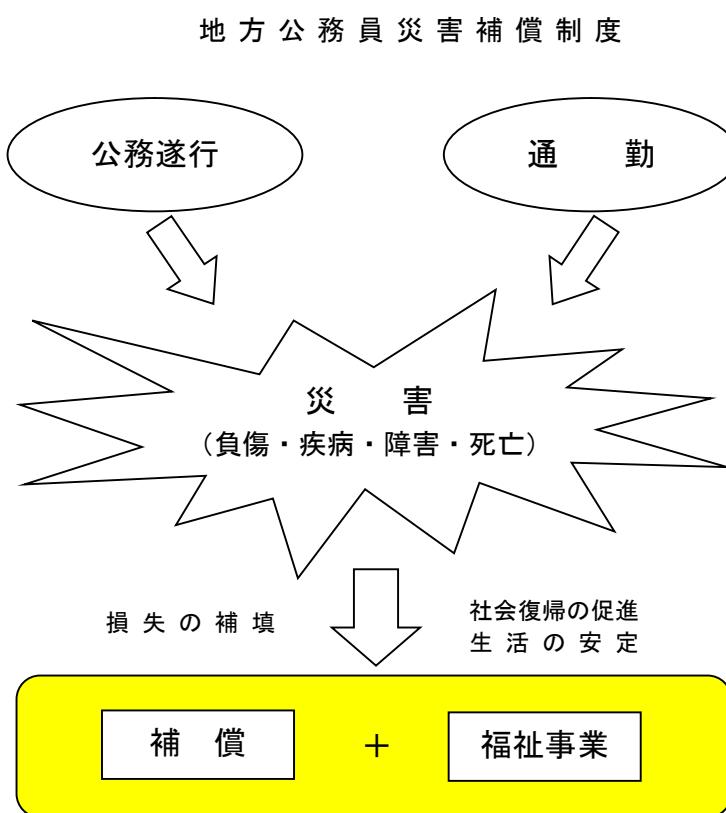


## 1 地方公務員災害補償制度とは

地方公務員災害補償制度とは、公務遂行又は通勤に伴って生じた地方公務員の災害に対して補償を行う制度です。「地方公務員災害補償法」（地公災法）を根拠とし、労働者災害補償保険法（労災法）や国家公務員災害補償法（国公災法）に基づく災害補償と同様の制度になっています。

これらの災害補償制度の対象となる「災害」は、身体的損害（負傷、疾病、障害又は死亡）に限られており、物件損害や精神的損害（慰謝料）は補償の対象になりません。

また、ここでいう補償には、損失を補填するための「補償」に加えて、被災職員の社会復帰の促進や生活の安定を図るための「福祉事業」が含まれます。



なお、災害補償制度では「使用者の無過失責任」の考え方がとられており、災害発生について使用者側の過失の有無にかかわらず、補償の対象になります。

## 2 災害補償制度の適用関係

地方公務員の災害補償制度は常勤職員と非常勤職員とで異なり、適用関係は次表のようになっています。

**常勤職員**については、一般職・特別職を問わず地公災法が適用されます。

また、常勤職員には、再任用職員（フルタイム勤務職員）、臨時の任用職員及び任期付職員（育児休業代替任期付職員、任期付研究員等）が含まれます。

**非常勤職員**については、地方公務員災害補償法施行令第1条により再任用短時間勤務職員及び常勤的非常勤職員※、並びに任期付短時間勤務職員などに地公災法が適用されます。なお、非常勤職員が公務災害の認定請求をする際には、申請書の職名欄中「令第1条職員」にチェックしてください。

### ※ 常勤的非常勤職員

常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日(※)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの（※については98ページのQ1を参照）

災害補償制度の適用関係

区分	職	対象職員	適用法令	補償実施機関
常勤	一般職 特別職	全職員（※1、2）	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
非常勤	一般職	再任用短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		常勤的非常勤職員（※3）	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		労災法非適用事業所（※4）に勤務する非常勤職員（※5）	地方公務員災害補償法に基づく条例（※7）	地方公共団体
		労災法適用事業所（※4）に勤務する非常勤職員（※5）	労働者災害補償保険法 地方公務員災害補償法（※8）	国（労働基準監督署） 地方公務員災害補償基金
	特別職	議員、行政委員会の委員、附属機関の委員、労災法非適用事業所に勤務する嘱託員など（※6）	地方公務員災害補償法に基づく条例（※7）	地方公共団体
	労災法適用事業所（※4）に勤務する嘱託員など	労働者災害補償保険法 地方公務員災害補償法（※8）	国（労働基準監督署） 地方公務員災害補償基金	
	消防団員、水防団員	消防組織法、消防法又は水防法に基づく条例	地方公共団体	
	学校医、学校歯科医、学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体	

※1 会計年度任用職員は、フルタイム職員でも「常勤職員」ではなく、「非常勤職員」となります。

※2 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく派遣職員・退職派遣者には、派遣先の公益法人等の災害補償制度（一般的には労災法）が適用されます。

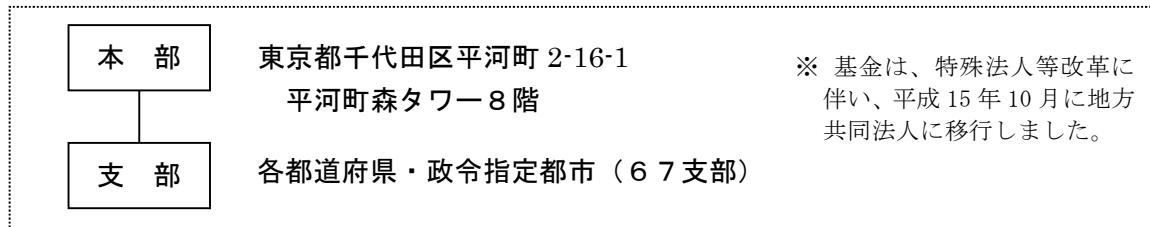
- ※3 会計年度任用職員（フルタイム）については、常勤的非常勤職員の要件（上記参照）に該当するものは、常勤的非常勤職員として地方公務員災害補償基金の対象となります。
- ※4 労災法適用事業所とは、労働基準法別表第1第1号から第15号までに該当する事業所で、水道、交通、保健衛生、清掃などの事業所が該当します。労災法非適用事業所はその他の事業所で、県でいえば本庁などが該当します。
- ※5 会計年度任用職員（パートタイム）については、地方公務員災害補償法に基づく条例又は国（労災）により補償されます。なお、会計年度任用職員（フルタイム）のうち※3の常勤的非常勤職員の要件に達しない者も同様です。
- ※6 民生委員や統計調査員も含まれます。
- ※7 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されます。
- ※8 船員法第1条に規定する船員が対象になります。

以下、地方公務員災害補償基金が実施する常勤職員の災害補償について説明します。

### 3 地方公務員災害補償基金 (<https://www.chikousai.go.jp/>)

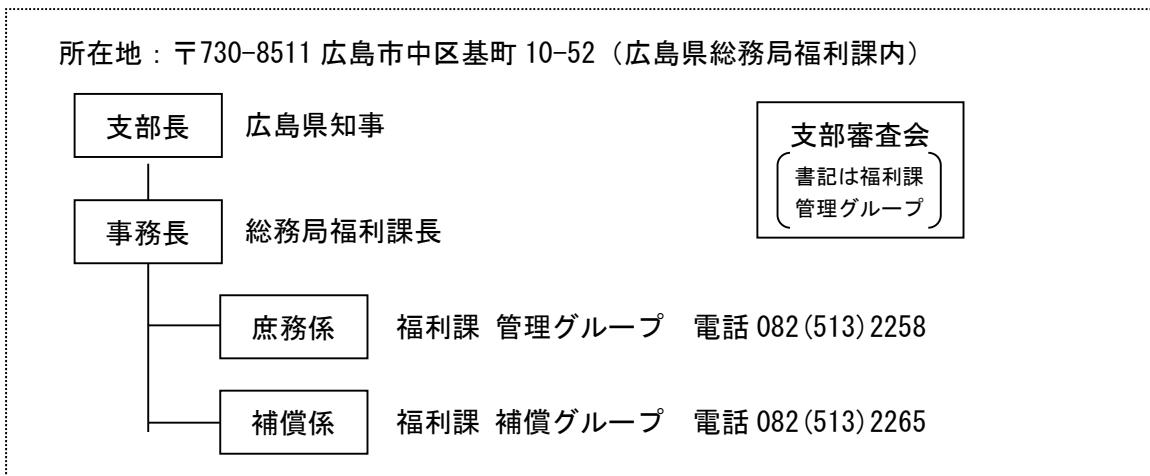
常勤の地方公務員の公務災害・通勤災害に関して、地方公共団体の補償業務を代行する機関として、地公災法に基づいて「地方公務員災害補償基金」（基金）が設置されています。基金は、迅速かつ公正な補償実施を確保するための一元的・専門的な機関で、東京都内に本部を、各都道府県・政令指定都市に支部を置いて業務を運営しています。

#### 基 金 の 組 織



基金広島県支部の事務局は、広島県庁の福利課内に設置されています。

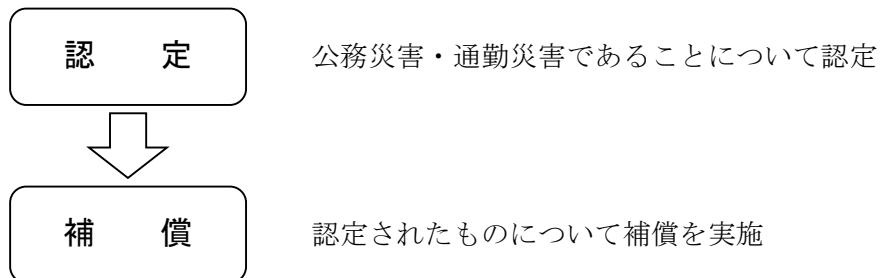
#### 基金広島県支部の組織



なお、基金の活動と補償の実施に必要な財源は、主に地方公共団体からの負担金によって賄われています。 ⇒ 負担金については93ページ参照

#### 4 認定・補償事務の流れ

補償の実施に当たっては、発生した災害が公務災害又は通勤災害であることについて「認定」を受ける必要があります。公務災害又は通勤災害と認定された災害についてのみ「補償」を受けることができます。

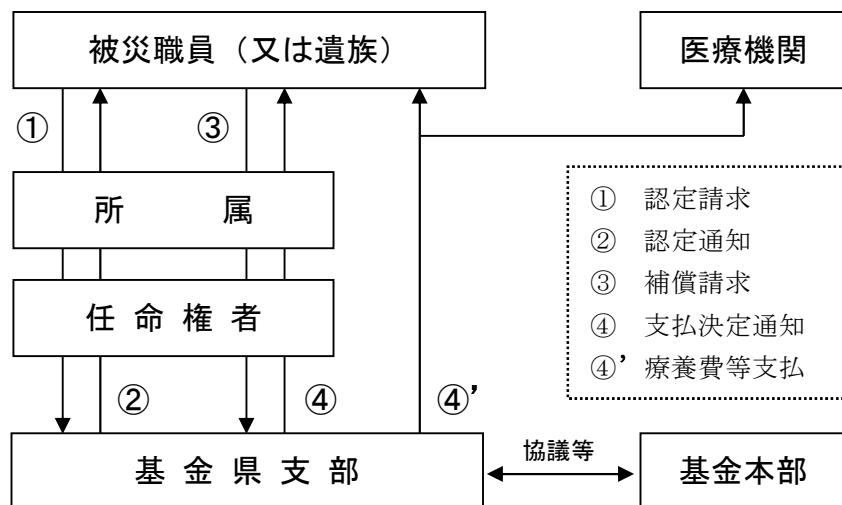


認定及び補償は、被災職員（又は遺族）からの請求に基づいて行うことになっています（これを「請求主義」といいます。）。

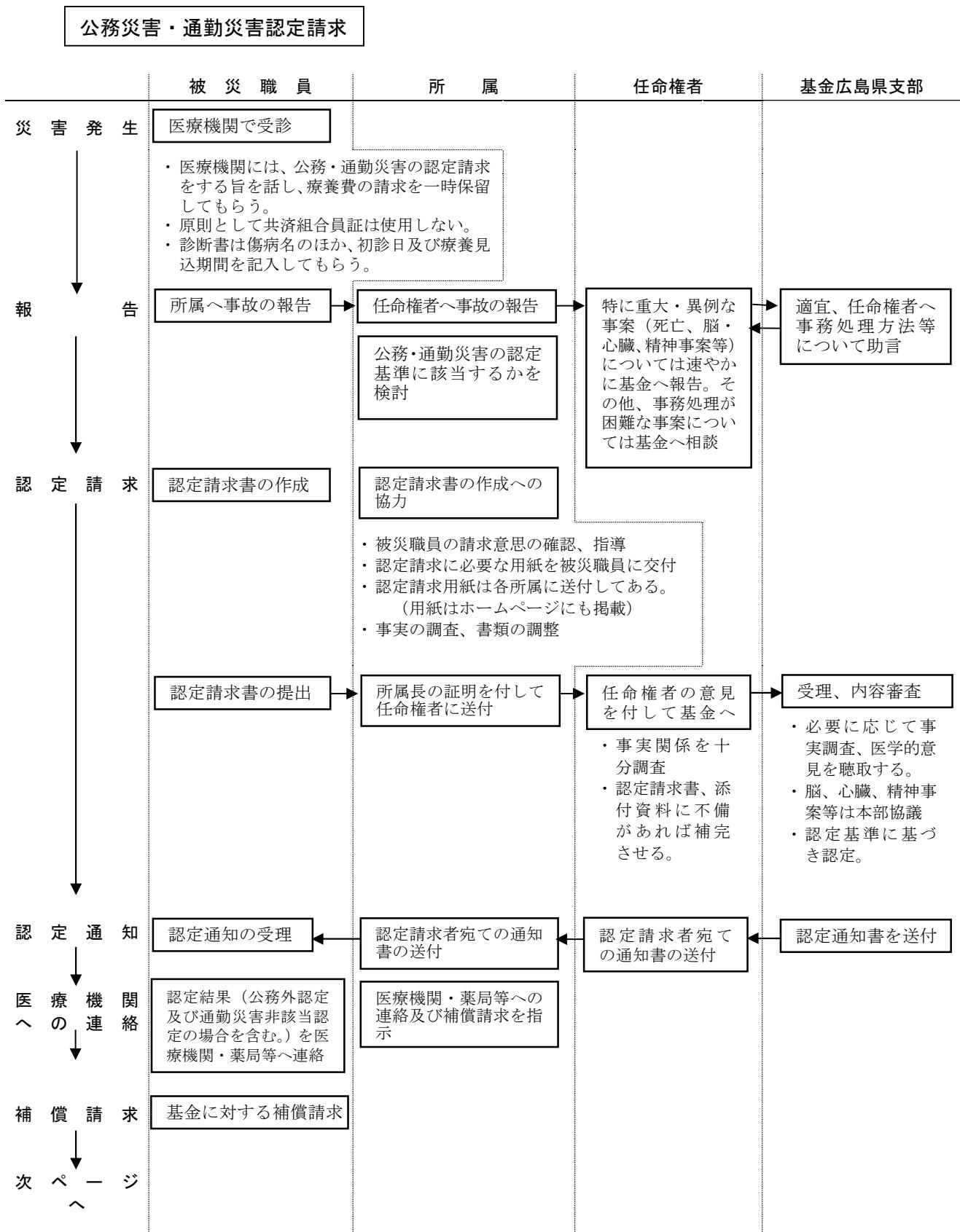
したがって、補償を受けるためには、被災職員等は、まず「認定請求」の手続を行い、公務災害・通勤災害としての認定を受けた後に「補償請求」の手続を行う必要があります。

この場合、被災職員等から直接、基金広島県支部に請求するのではなく、所属及び任命権者を経由して請求します。

#### 認定・補償事務の流れ



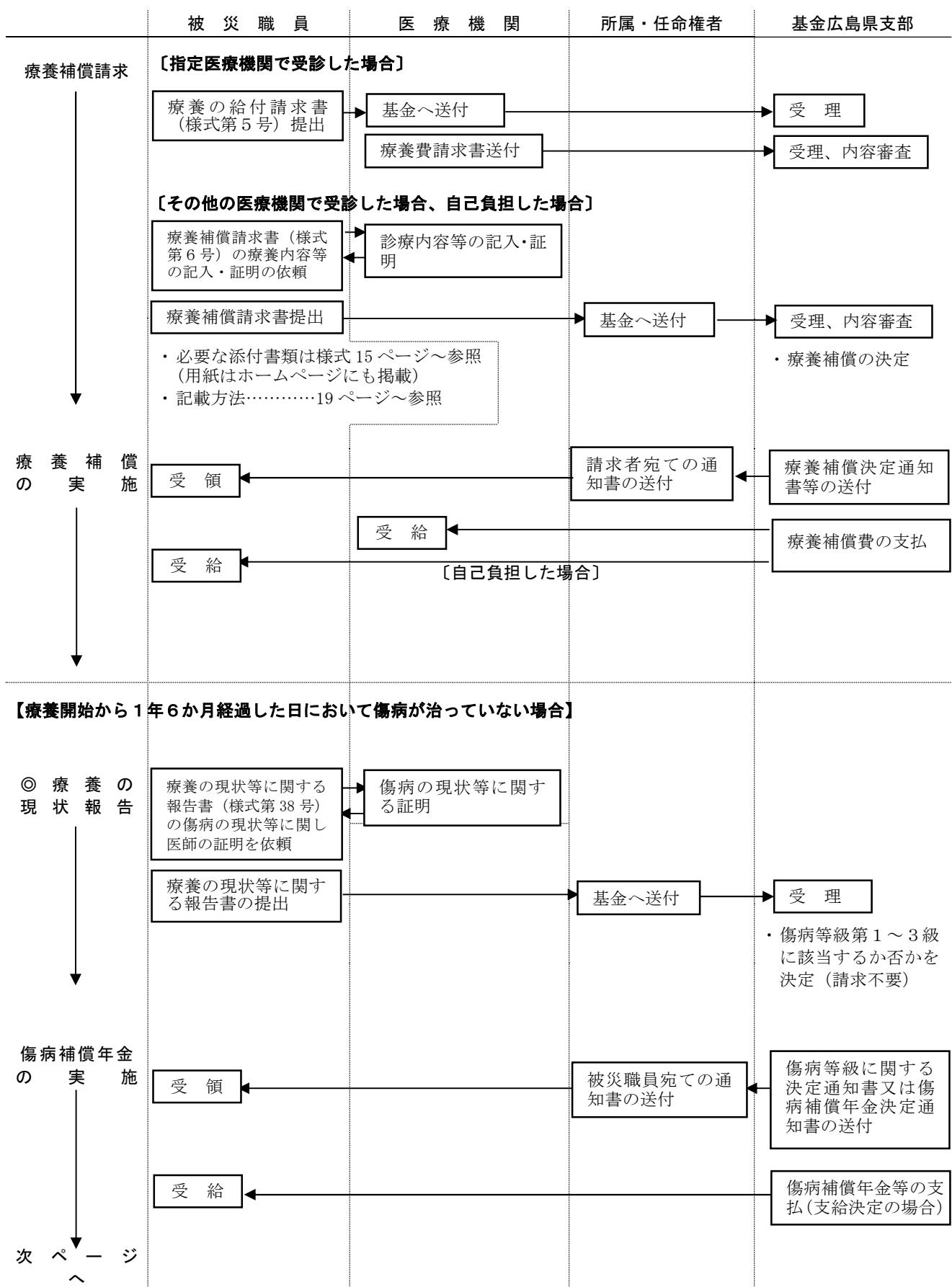
## 請求及び申請の手続の主な流れ



再発・傷病名追加の認定請求の場合も同様の流れで処理されます。

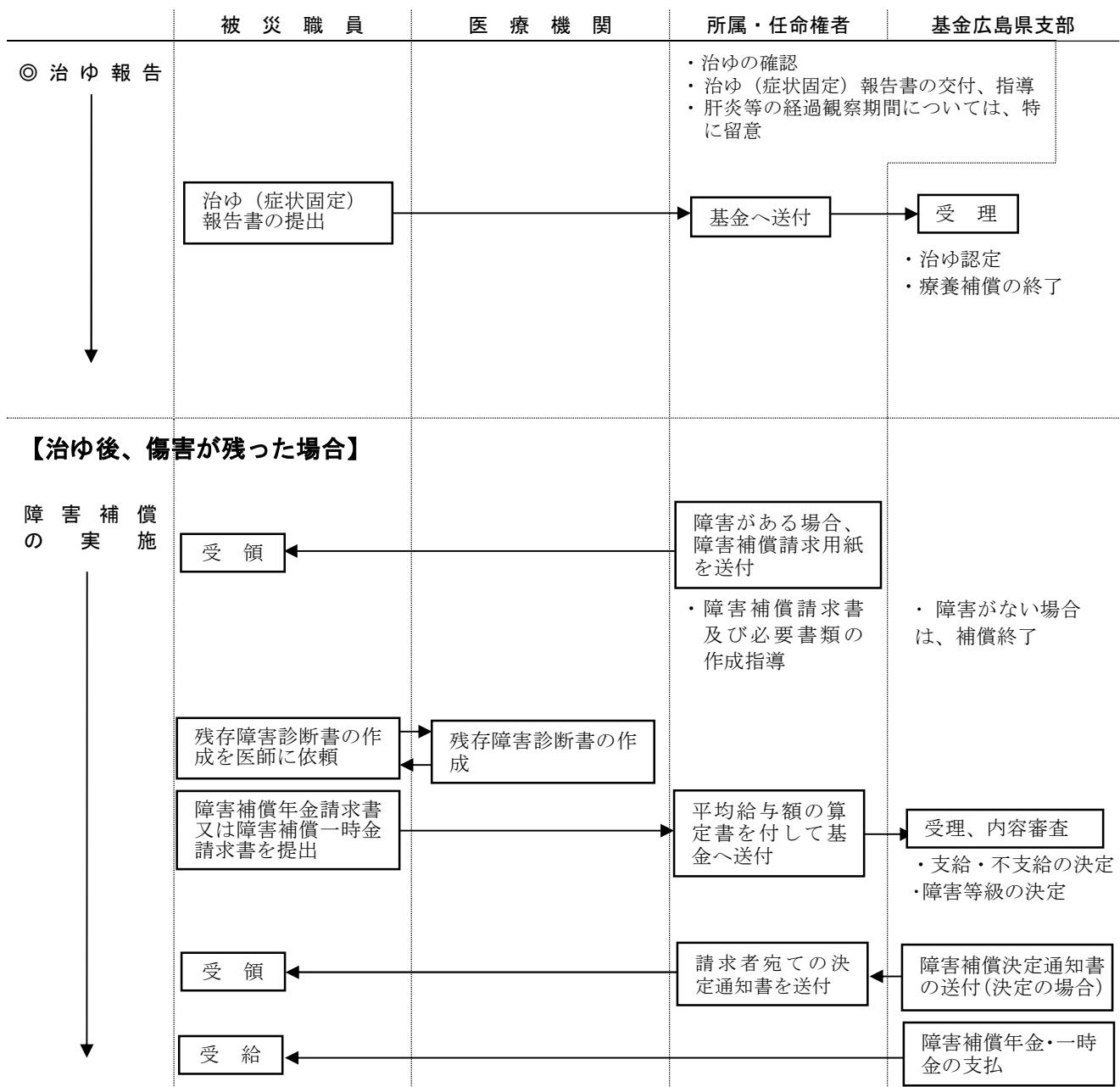
補償請求(福祉事業申請)

<療養補償、傷病補償年金、障害補償の場合>



次ページ

## 【治ゆ(症状固定)した場合】



1 上記は一般的な手続の流れです。

このほか、休業補償・介護補償・遺族補償及び葬祭補償等の請求、福祉事業の申請があります。(66 ページ参照)

3 「治ゆ」とは、傷病が完全に治った場合だけでなく、症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなり、対症療法に入った場合も含みます。(72 ページ参照)

2 各種の補償の決定についても、行政手続法との関係で、所属、任命権者及び基金広島県支部とも迅速な処理が求められています。(91 ページ参照)

## 5 所属長、任命権者への依頼事項

### (1) 公務災害の防止

○ 公務上の災害は、毎年同じような状況で繰り返し発生しており、被災職員がもう少し注意を払っていれば、あるいは、施設・設備面での工夫や改善が行われていれば、防げた事故や災害も少なくありません。また、ほんの少しの油断から、結果的に長期間職場を休んだり、治療を続けなければならないような災害も発生しています。

各所属長・任命権者においては、まずもって公務災害が発生しないよう、安全で安心な職場環境づくりに努め、日頃から災害の未然防止を図ってください。

○ 特に、公務災害が発生した職場においては、どこに原因や問題点があったかを分析し、職員間で認識を共有することも重要です。また、それに基づき、しっかりと防止対策を講じ、二度と災害が発生することのないよう職場全体で取り組んでいただくよう、改めてお願ひします。

### (2) 災害発生時

○ 公務や通勤に関連した災害の発生の報告を受けた際には、医療機関の手配や認定請求手続など、職員を支援し、必要な助言・指導を行ってください。

○ 医療機関には公務災害・通勤災害の認定請求手続を行う旨を伝え、治療費の請求を保留してもらうよう依頼してください。明らかに公務災害・通勤災害と考えられる場合は、共済組合員証を使わないように助言してください。

### (3) 認定時

○ 基金が認定を行うに当たっては、任命権者の意見を聞かなければならないこととなっており、認定請求書に任命権者意見欄を設けています。これは、発生した災害が公務又は通勤によるものであるか否かについて、任命権者として管理監督する職務上の情報や知識等を有しております、またその結果が、人事管理上影響を及ぼすことなどを考慮したものです。

各任命権者においては、災害の内容を十分に確認の上、任命権者意見欄にその意見を記載いただくようお願ひします。

○ 心臓・脳血管疾患や精神疾患等の疾病事案については、災害発生前6か月、場合によっては1年前までさかのぼって、被災職員の職務従事状況や生活状況、疾病の前駆症状などを詳しく調査し、十分かつ正確に事実関係を把握する必要があります。

災害発生後、任命権者と連携を取りながら調査や資料整備を迅速かつ円滑に進める必要がありますので、御協力いただくとともに、事案が発生したときは、まず当支部に連絡してください。

### (4) 認定後のフォローアップ

○ 認定を受けても補償の請求が行われなければ、時効によって補償を受ける権利が消滅しますので、認定通知を受けた後は、速やかに療養補償の請求を行うよう指導を行ってください。

補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）行われないときは、時効によって消滅することとされています。

○ 補償の請求書は、被災職員（又は遺族）のその後の状況について使用者として配意すべき問題について認識を深めていただくため、任命権者を経由して提出することとなっています。

また、被災職員の療養状況については、定期的に確認を行い、傷病が治ゆ（症状固定）した場合は、速やかに「治ゆ（症状固定）報告書」を提出するよう助言してください。（72 ページ参照）

○ 第三者加害事案については、所属、任命権者は積極的に被災職員を支援し、示談内容については事前に基金に協議してください。（示談に係る留意事項を 80 ページに掲載しています。）

また、被災職員が損害賠償を受領又は示談を締結した場合は、「損害賠償の受領報告書」を提出するよう助言してください。（73 ページ参照）

#### （5） 基金における個人情報の利用目的について

当基金における個人情報の利用目的は、次に記載のとおりです。

認定請求書の用紙を渡す際や、療養補償等の請求（申請）書の用紙を渡す際には、当基金における個人情報の利用目的を記載した文書（下記参照）を請求（申請）者に（第三者加害事案の場合は、当該第三者にも）手渡し、その旨を御説明いただくようお願いします。

被災職員（ご遺族）  
関係者

提出していただく文書等に記載されている個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

なお、今回提出していただく文書等に関連して、後日、追加して必要文書等を提出いただく場合においても、当該文書等に記載された個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

記

#### 地方公務員災害補償基金における個人情報の利用目的

地方公務員災害補償基金は、取得した個人情報について、地方公務員等の公務災害及び通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟追行、第三者加害事案に係る求償・免責、災害補償統計の作成のために利用いたします。

## 6 被災職員その他の遵守事項

### (1) 基金への報告、出頭、医師の診断の受診等

基金は、「補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、基金から補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。(地方公務員災害補償法第60条第1項)」とされています。

### (2) 罰則

また、上記(1)に対する罰則として、「法第60条の第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、20万円以下の罰金に処する。(地方公務員災害補償法第73条)」と規定されています。

## ついうっかり…が事故を生む！　なくそう！公務災害

公務災害発生事例の中には、「もう少し気を付けていれば、防げたのではないか。」と思われるものが少なくありません。私たちは、だれでもうっかりミスをすることがあります、それが「不安全状態」(好ましくない状態)と重なれば、災害発生率は非常に高くなります。

不安全状態のもとでは、常に「災害が発生するかもしれない」という意識をもって、慎重に行動しましょう。私たち一人一人が、公務災害防止の主役なのです。

また、災害のない安全な職場づくりは、管理職員や上司の役目でもあります。

### <職種別の代表的な災害>

職種	災害事例	防止対策の例
教 育	<ul style="list-style-type: none"><li>○校内移動中に滑って転倒、階段を踏み外しての墜落・転落によるけが</li><li>○掲示物の掲示や撤去中の転落・墜落によるけが</li><li>○校内清掃や剪定・除草中のけが</li><li>○授業や行事の準備・後片付け中のけが</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○設備の修繕や改善</li><li>○防止グッズの購入</li><li>○作業前準備の徹底</li><li>○作業体制の見直し（単独から複数体制へ）</li><li>○マニュアルの整備改善</li></ul>
警 察	○術科訓練中の無理な動作によるけが	<ul style="list-style-type: none"><li>○注意喚起を促す張り紙やテープ、カラーコーン等の設置</li></ul>
消 防	○訓練中の無理な動作によるけが	<ul style="list-style-type: none"><li>○研修指導者への教育</li></ul>
運 輸	○運転業務中の交通事故によるけが	<ul style="list-style-type: none"><li>○準備体操・ストレッチの実施</li></ul>
清 掃	○収集車乗降中のハンドル・ドアへの衝突や飛び降りた際のけが	<ul style="list-style-type: none"><li>○職員研修の実施や講演会の開催</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○病院内での針刺し・切創などによる血液汚染事故</li><li>○行事の準備・後片付け中の机やテントによるけが</li><li>○施設内移動中の転倒によるけが</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ミーティングを開催し職員間で情報共有</li></ul>

### <公務災害が発生した職場では…>

公務災害が発生してしまったら、二度と同じような災害が発生しないように職場として取り組むことが必要です。そのためには、どこに原因や問題があったのかを分析し、職員間で認識を共有することが重要です。

また、「ヒヤリ・ハット」体験を発表し合うことによって、実際の事故につながる前に改善策を講じることができます。